

(仮称) 敦賀市上下水道
管理・更新一体マネジメント事業

実施方針（案）

令和8年7月

敦賀市 水道部

実施方針（案）公表の目的

この実施方針（案）は、水道事業、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業の管理について、包括的民間委託の発展形である管理・更新一体マネジメント方式のうち「更新実施型」を採用した、「（仮称）敦賀市上下水道事業管理・更新一体マネジメント事業」の実施に当たり、敦賀市の基本的な考え方を示すとともに、事業の概要及び事業者選定に係る手続等を周知するために策定し、公表するものです。

なお、方針は、今後の意見聴取やヒアリング等の結果を踏まえ、内容を変更する場合があります。そのため、現時点における案として公表するものです。

目 次

第1章 事業に関する事項.....	1
1.1. 事業内容に関する事項.....	1
1.2. 契約及び支払等に関する事項.....	5
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	11
2.1. 事業者の選定方法.....	11
2.2. 事業者の募集及び選定手順.....	11
2.3. 委員会の設置	12
2.4. 提出書類の概要.....	12
2.5. 事業実施体制	14
2.6. 応募者の参加資格要件.....	14
第3章 契約の締結等に関する事項.....	19
3.1. 契約の締結	19
3.2. 想定されるリスクの責任分担.....	19
第4章 業務実施に関する事項.....	20
4.1. 各業務の水準	20
4.2. 実施状況のモニタリング.....	20
4.3. 要求水準違反時の措置.....	20
第5章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	21
5.1. 予算措置	21
5.2. 事業に係る情報の提供.....	21
5.3. 応募者が1者のみであった場合の取扱い.....	21
5.4. プロポーザルの中止等.....	21
5.5. 実施方針（案）に関する質問の受付等.....	21

第1章 事業に関する事項

1.1. 事業内容に関する事項

1.1.1. 事業名称

(仮称) 敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業

1.1.2. 対象施設

(仮称) 敦賀市上下水道管理・更新一体マネジメント事業（以下、「事業」という。）
の対象施設は、敦賀市（以下、「市」という。）が所管する以下の施設とする。

施設事業	対象施設	数量
水道事業	取水施設	30 か所
	浄水場	14 か所
	配水池	33 か所
	導水管	11km
	送水管	23 km
	配水管	552 km
公共下水道事業	終末処理場	1 か所
	中継ポンプ場	1 か所
	雨水ポンプ場	1 か所
	マンホールポンプ	22 か所 (44 基)
	管路施設 (汚水)	342.0 km
	管路施設 (雨水)	22.5 km
漁業集落排水事業	処理施設	3 か所
	中継ポンプ施設	6 か所
	管路施設	2.8km
農業集落排水事業	処理施設	5 か所
	中継ポンプ施設	34 か所
	管路施設	34.0km

1.1.3. 対象施設の管理者

敦賀市長 米澤 光治

1.1.4. 用語の定義

実施方針（案）で使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「SPC」とは、優先交渉権者として選定された応募者の構成企業及び敦賀市管工事協働組合（以下、「組合」という。）により設立される特別目的会社をいう。
- (2) 「応募者」とは、事業への応募を目的として複数の法人により構成される組織体

をいう。

- (3) 「構成企業」とは、応募者を構成する法人をいう。
- (4) 「出資企業」とは、構成企業のうち、SPC に出資を行う法人をいう。
- (5) 「協力企業」とは、構成企業のうち、SPC への出資は行わないものの、事業に係る設計、建設、維持管理又は運営等の業務を担う法人をいう。
- (6) 「外部委託等」とは、事業の実施に当たり、SPC が第三者に業務を委託し、又は請け負わせることをいい、再委託及び下請負を含む。
- (7) 「その他企業」とは、応募者の構成企業以外の法人であって、事業に係る情報収集、分析、資料作成、技術的助言その他の支援業務を受託する者をいう。
- (8) 「事業化支援関連企業」とは、事業又は事業に関連する官民連携事業に係る事業化検討業務、導入可能性調査業務又は発注支援業務に関与した法人をいう。なお、事業における事業化支援関連企業は次の法人をいう。

・株式会社日水コン

1.1.5. 事業の目的

事業は、市が所管する上下水道施設等（以下「施設」という。）の維持管理業務及び更新に係る業務について、事業の契約相手方となる民間事業者（以下「事業者」という。）のノウハウや創意工夫等を活用し、業務の効率化及び品質の向上を図ることで、予防保全型の維持管理への転換及び効率的な更新工事を通じて、持続可能な上下水道事業の運営を確保することを目的とする。

この目的を達成するために、施設に係る複数の業務を一体的に対象とし、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式「更新実施型」により、包括的かつ複数年契約による委託を行うものである。

1.1.6. 基本方針

事業を適切に実施するため、市が事業者を求める基本方針を以下に示す。

- (1) 事業者は、事業期間を通じて、公共サービスの継続性、安定性及び信頼性を確保し、サービス水準の維持及び向上を図るものとする。
- (2) 事業者は、統括管理業務、営業業務、維持管理業務、更新に係る業務、災害対応業務（以下、「各業務」という。）を横断的かつ一体的に管理する統括管理体制を構築し、施設情報、維持管理及び更新に関する各種情報を集約・共有することにより、業務間の有機的な連携を確保するものとする。また、セルフモニタリングを通じて履行状況を把握し、継続的な改善を図るとともに、特に更新計画案の作成は、これらの情報を統合的に活用し、合理的かつ実効性のある計画の立案を行うものとする。
- (3) 事業者は、性能発注の考え方にに基づき、自らの責任と判断において、市が定める要求水準を満たすための具体的な実施内容を定め、適切に施設の維持管理を行うものとする。また、事業期間を通じて、新たな技術やノウハウの活用等により、サービスレベルの向上及び効率化を図るものとする。
- (4) 事業者は、施設の適切な維持管理並びに更新計画案作成等を実施することにより、

安全性の確保及び施設の長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な更新工事を行うものとする。

- (5) 事業者は、安全で安心な社会インフラを維持するため、防災及び減災に努めるとともに、災害、事故又は異常発生時において、迅速な初動対応、原因の把握及び早期の機能回復が可能となる体制等を構築し、これを維持するものとする。
- (6) 事業者は、長期契約の特性を踏まえた品質管理及び業務の標準化を行うとともに、労働災害の防止及び第三者の安全確保を含む安全管理を徹底し、安定的なサービス品質を確保するものとする。
- (7) 事業者は、業務の効率化及び価値向上により創出した成果について、市への適切な還元を図るとともに、必要な人材の確保及び育成により持続的な事業運営を実現するものとする。
- (8) 事業者は、長期的な視点の下、地元企業との連携を図り、地域資源の活用、人材の雇用及び育成並びに地域住民等との協働による地域貢献を通じて、地域インフラ管理の基盤の構築及び地域社会の持続的発展に貢献するものとする。

1.1.7. 履行場所

事業の履行場所は、敦賀市内全域（収納業務及び滞納整理業務は日本国内）とする。

1.1.8. 業務範囲

事業においては、施設に係る維持管理及び更新に関する業務を対象とする。主な業務を以下に示す。業務範囲の詳細は、要求水準書第3章から第10章に示す。

具体的な業務内容その他の詳細は、公告時に公表する要求水準書等によるものとする。

- (1) 統括管理業務
 - 1) 統括マネジメント業務
 - 2) データ更新及び管理業務
 - 3) セルフモニタリング業務
- (2) 営業業務
 - 1) 上下水道料金等に関する業務
 - 2) 下水道受益者負担金等の窓口業務
 - 3) 給水装置及び排水設備に関する対応業務
 - 4) メーター管理業務
 - 5) 下水道敷及び溝渠敷の占用許可業務
 - 6) 水洗化促進業務
 - 7) 上下水道等料金システム構築業務
 - 8) その他附帯業務
- (3) 水道事業に関する業務
 - 1) 水道施設の維持管理業務

- 2) 水道施設の更新に係る業務
- 3) 水道管路施設の維持管理業務
- 4) 水道管路施設の更新に係る業務
- (4) 下水道事業に関する業務
 - 1) 下水道施設の維持管理業務
 - 2) 下水道施設の更新に係る業務
 - 3) 下水道管路施設の維持管理業務
 - 4) 下水道管路施設の更新に係る業務
- (5) 集落排水事業に関する業務
 - 1) 集落排水施設の維持管理業務
 - 2) 集落排水施設の更新に係る業務
- (6) 災害対応業務
 - 1) 被災状況把握等
 - 2) 二次災害防止等緊急措置・対応

1.1.9. 事業方式

事業方式は、施設の維持管理及び更新に係る各種業務を複数年かつ包括的に委託する管理・更新一体マネジメント方式「更新実施型」を採用する。

1.1.10. 発注方式

発注方式は、原則として性能発注とする。この場合、事業者は、事業契約書及び要求水準書で定める範囲内において、自らの責任と判断により、人員配置、実施時期、実施方法等を決定することができる。

ただし、公共下水道事業の雨水ポンプ場は、官民のリスク分担の観点より、一部業務を仕様発注とする。

また、集落排水事業の維持管理業務の一部は、市が指定する地元企業への外部委託等の実施を前提としているため、仕様発注とする。

1.1.11. 業務期間

本業務における期限の定めについては次のとおりとする。

- (1) 引継期間（開始時） 基本協定締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (2) 履行期間 令和 10 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで
- (3) 引継期間（終了時） 令和 19 年 10 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日まで

1.1.12. 業務実施体制

事業者は、契約締結後、速やかに事業の実施に必要な業務実施体制を構築し、履行期間を通じてこれを維持するものとする。業務実施体制の具体的な内容は、以下に示す事項を遵守するとともに性能発注の趣旨を踏まえ、事業者自らの責任と判断により定め

るものとする。

- (1) 優先交渉権者は、基本協定締結後、組合と協働し速やかに敦賀市内に SPC を設立すること。また、各業務を効率的に実施するとともに、持続可能な事業運営が可能となる体制を整備すること。
- (2) 事業者は、募集要項で要件として示す責任者等を履行期間中配置すること。
- (3) 事業者は、住民等対応業務の一環として、施設に関する問合せ窓口を常設すること。また、24 時間 365 日受付可能な問合せ専用電話を設置し、休日及び夜間を含め、住民対応、事故対応その他の緊急対応等を迅速に行うことができる体制を整備すること。
- (4) 事業者は、市民又は市等から通報等があった場合に、概ね 1 時間以内に対象場所へ到達できる位置に事務所を設置し、迅速に対応できる体制を整備すること（夜間又は休日等の業務時間外を含む。）。なお、事業者から要望があった場合、市は天筒浄化センター内の指定場所を事務所として無償で貸与する。
- (5) 事業者は、統括管理業務の実施に当たり、事業全体を包括的にマネジメントできる体制を整備すること。

1.2. 契約及び支払等に関する事項

1.2.1. 事業に関する契約及び協定

事業は、次の各項に掲げる契約及び協定を締結する。

(1) 基本協定

優先交渉権者及び組合が事業の円滑な実施に向けて、負うべき責務及び必要な諸手続について定めることを目的として市と基本協定を締結する。なお、当該基本協定書は、公告時に案として示す。

(2) 事業契約

基本協定の定めるところにより、事業の実施に関する契約を市と事業者との間で締結する。なお、当該契約書は公告時に案として示す。

(3) 更新工事年度協定

事業契約の定めるところにより、更新工事に係る年度ごとの事項を定めるため、市と事業者との間で更新工事年度協定を締結する。なお、当該協定書は公告時に案として示す。

(4) 災害時維持修繕協定

事業契約の定めるところにより、災害時における維持修繕等に関する事項を定めるため、市と事業者との間で災害時維持修繕協定を締結する。なお、当該協定書は、公告時に示す要求水準書の別紙として掲載する。

1.2.2. 総価契約単価合意方式

この事業では、業務量の増減や出来高に応じた適正な支払を行うとともに、変更契約等に係る事務の効率化を図るため、業務委託料の算定に用いる単価をあらかじめ協議

の上で合意する総価契約単価合意方式を、一部の業務に採用する。この方式は、上下水道管路施設の維持管理業務、雨水ポンプ場の維持管理業務の一部及び管路施設更新の一部に適用する。

単価の合意は、事業契約の規定に基づき実施するほか、次に掲げる手続により実施するものとする。

- (1) 市及び事業者は、業務契約の締結後、速やかに業務委託料の内訳書を作成し、その内容について協議を行い、単価合意書を締結するものとする。
- (2) 前項の協議において、協議開始の日から 14 日以内に単価合意が成立した場合は、単価合意書を締結するものとする。

この場合、要求水準書の別紙「単価表」を参考として作成した単価表を、単価合意書の別添資料として添付するものとする。

- (3) 前項の場合において、各工種の設計単価は、事業者が見積りを提出し、市との協議により単価を決定するものとする。

契約単価は、当該合意単価に諸経費を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てる）とする。

- (4) 単価合意書に記載された数量は、業務契約に特段の定めがある場合を除き、業務の実施を義務付けるものではなく、また、将来の出来高を保証するものではない。
- (5) 単価契約の対象としていない工種のうち、新たに単価を取り決める必要が生じた場合は、第 2 項及び第 3 項に準じて単価を決定し、単価合意書を締結するものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内で急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、既に合意した単価が著しく不適当となった場合は、市又は事業者が合意単価の変更に関する協議（以下「スライド協議」という。）を申し出ることができるものとする。
- (7) スライド協議が成立し、これに基づく業務委託料の変更契約を締結した場合は、改めて単価合意を行うものとする。この場合においては、既に単価合意書に記載されている単価についても、改めて協議の上で合意するものとする。
- (8) 第 1 項から第 3 項の規定は、業務委託料の変更後に行う単価合意について準用する。この場合において、協議開始の日から 14 日以内に協議が成立しない場合には、市が定め、事業者に通知するものとする。

1.2.3. 委託等に関する事項

- (1) 事業者は、各業務について、事業契約書に定める手続を経た上で、外部委託等を行うことができる。ただし、統括管理業務及び工事監督業務については、外部委託等を認めない。
- (2) 事業者は、各業務について、市の承認を得た場合は、その他企業に外部委託等により行うことができる。ただし、外部委託等の実施先となる企業は、2.6.3. に示す事項を遵守するものとする。

1.2.4. 対価の支払い及び精算方法

(1) 本件各業務の実施にあたり事業者を支払う対価は次の表に示す方法で精算するものとする。なお、表中の「年間上限金額」は、以下の方法で計算する。

年間上限金額＝（表中の備考に示す金額）÷12 か月）×当該年度の履行月数

対象事業	業務	支払方法	支払時期	備考
共通	統括管理業務	①	月	
	営業業務	①	月	
水道事業	施設の維持管理業務 （※1、※2を除く）	①	月	
	※1 修繕業務	③	月	●●万円/年（税込）を上限とする。（水道事業を対象とする資材等の購入や支払いに係る事務も含む）
	※2 杉津パーキングエリア給水施設の維持管理業務	④	月	都度市へ請求する。
	施設の更新に係る業務 （※3を除く）	①	年	●●万円/年（税込）を上限とする。（水道事業を対象とする設計、資材等の購入や支払いに係る事務も含む）
	※3 更新計画案作成業務	①	年	
	管路施設の維持管理業務	②	月	
	管路施設の更新に係る業務 （※4を除く）	②	月	
	※4 更新計画案作成業務	①	年	
下水道事業	施設の維持管理業務 （※5 から※8 を除く）	①	月	
	※5 修繕業務	③	月	●●万円/年（税込）を上限とする。（下水道事業を対象とする資材等の購入や支払いに係る事務も含む）
	※6 廃棄物等の運搬及び処理 （汚泥及びし渣に限る）	④	月	
	※7 松島ポンプ場運転操作 （通常勤務時間外に限る）	②	月	
	※8 松島ポンプ場異常降雨時待機業務（通常勤務時間外に限る）	②	月	

対象事業	業務	支払方法	支払時期	備考
	施設の更新に係る業務 (※9を除く)	①	年	●●億円/年(税込)を上限とする。(下水道事業を対象とする設計、資材等の購入や支払いに係る事務も含む)
	※9 更新計画案作成業務	①	年	
	管路施設の維持管理業務	②	月	
	管路施設の更新に係る業務 (※10を除く)	②	月	
	※10 更新計画案作成業務	①	年	
集落排水事業	維持管理業務 (※11を除く)	①	月	
	※11 修繕業務	③	月	漁集●●万円/年(税込)、農集●●万円/年(税込)を上限とする。(集落排水事業を対象とする資材等の購入や支払いに係る事務も含む)
	更新に係る業務 (※12を除く)	①	年	5,000万円/年(税込)を上限とする。(集落排水事業を対象とする設計、資材等の購入や支払いに係る事務も含む)
	※12 更新計画案作成業務	①	年	
【凡例】				
●支払方法 ①：総価契約 ②：総価契約単価合意方式 ③：実費精算（年間上限金額あり） ④：実費精算（年間上限金額なし）			●支払時期 月：月末 年：年度末	

- (2) 前項に掲げる「総価契約単価合意方式」又は「実費精算（年間上限金額あり）」の対象業務は、支払額が上限金額を超える場合、原則として、市が業務を行うものとする。ただし、市及び事業者が当該業務の実施の必要性について協議した結果、事業者が実施することが適当と認められる場合は、事業者に実施を依頼することがある。この場合において、当該業務に要する費用及び経費は追加精算するものとする。
- (3) 支払時期について、事業者が希望する場合は、前金払又は部分払を請求することができるものとする。
- (4) 各年度の支払限度額は、事業契約書に定めるものとする。
- (5) 本件各業務の実施及び報告は、次に掲げる会計区分に留意し、当該業務が資産価値又は耐用年数に与える影響を踏まえ、適切に整理すること。

1) 収益的支出（3 条予算充当）

施設の現状維持を目的とする支出であり、資産価値又は耐用年数に影響を与えないものをいう。具体的には、日常の維持管理、突発対応及び修繕業務等が該当する。

2) 資本的支出（4 条予算充当）

施設の機能向上又は耐用年数の延長に寄与し、資産価値を高める支出をいう。主なものとして、更新計画案の作成に資する調査、設計及び更新工事等が該当する。

- (6) 当該年度の支払額のうち資本的支出は、正当な理由と認められる場合、翌年度に繰り越すことができるものとする。

1.2.5. 業務委託料の見直し

市及び事業者は、事業の実施条件が当初の想定と著しく変動した場合は、業務委託料の見直しを行うことができるものとする。業務委託料の見直しは、市又は事業者の申出により、原則として年 1 回行うことができるものとし、その取扱いは次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 業務期間中に著しく賃金水準又は物価水準の変動が生じた場合等は、事業契約書の定めに基づき、業務委託料の変更を請求することができる。
- (2) 業務期間中のユーティリティ調達に係る費用のうち、給水需要の変動、降雨等の外的要因その他やむを得ない事由等により、想定年間給水量又は流入水量が通常運転の許容範囲を著しく超えて変動した場合は、事業契約の定めに基づき、業務委託料の変更を請求することができる。
- (3) 法令等、条例又は市の計画の変更により要求水準に影響が生じ、業務の実施に係る費用が増減する場合は、市及び事業者は、業務委託料の見直しを行うものとする。また、税制の変更により業務の実施に係る費用が増減する場合も同様とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、契約締結時点で予見することが困難な事業環境の変化により業務委託料の見直しが必要となった場合は、市及び事業者は、必要に応じて業務委託料の見直しについて協議を行うものとする。当該協議が整わない場合には、業務委託料の見直しの必要性について、有識者の意見を聴取した上で、市がその取扱いを決定することができる。

1.2.6. 遵守すべき関係法令等

事業者は事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令等（法律、政令、省令、条例、通達、規則、規定、命令、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

1.2.7. 業務の引継ぎ

引継期間（開始時）及び引継期間（終了時）における業務の引継ぎは、以下に示すとおりとする。なお、引継ぎの実施に当たって疑義がある場合は、市及び事業者は相互に協力し合い誠意を持ってこれを解決すること。

(1) 引継期間（開始時）における引継ぎ方法

事業者は、引継期間（開始時）に市から事業に係る引継ぎを受けるものとする。

なお、市が実施する引継ぎの内容や方法などに不備若しくは未完成の部分が生じた場合でも、これを以て、この契約上で事業者が負うべき責任を免れることはできない。また、事業者側の準備行為及び業務引継等に係る費用は事業者の負担とする。

(2) 引継期間（終了時）における引継ぎ方法

事業者は、引継期間（終了時）に事業者の負担と責任により業務の引継書及び必要な資料等を作成し、提出するとともに次期事業者及び市へ事業に係る引継ぎを行うものとする。

1.2.8. プロフィットシェア

(1) 事業は、履行期間中の業務効率化及びライフサイクルコストの縮減に資する提案を促進するため、事業者の新たな提案により、事業の実施に要する費用の縮減で生じた利益を市と事業者が適切に配分するプロフィットシェアの仕組みを導入する。

(2) プロフィットシェアの基本的な発動条件は以下のとおりとし、具体的な分配方法その他必要な事項は、事業契約書に定める。

1) 事業者が、要求水準を低下させることなく、契約時に定めた計画又は手法と比較して、より効果的で効率的な手法等を提案すること。

2) 市がその提案を受け入れ、要求水準の変更等を行い、それに伴い業務委託料の減額が生じること。

(3) 前項の発動条件に合致しない場合（例えば、外的要因によるコスト縮減分又は通常の業務遂行によって生じた費用縮減）は、性能発注の考え方に基づき、事業者に帰属するものとする。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の選定方法

2.1.1. 手続の種類

事業は、要求水準書で定めた内容を履行する能力を必要とするため、事業者選定手続は技術提案書の提出を求め、応募者の技術力、専門的知識、創意工夫等（以下「技術等」という。）及び提案価格を総合的に評価する。

優先交渉権者の選定は、競争性のある随意契約である公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行い、最も評価点の高い者を優先交渉権者、次に評価点の高い者を次点者とする。

2.1.2. プロポーザルの方法

プロポーザルは、第一次審査及び第二次審査の2段階で審査を実施し、参加資格審査及び事業者選定委員会による提案審査を行う。

第一次審査では、応募者から参加表明書及び参加資格確認申請書の提出を受け付け、本市が参加資格要件を確認する。なお、参加資格がないと認められた者は、第二次審査に参加することができない。

第二次審査では、参加資格があると認められた者から、提案書類の提出を受け付ける。事業者選定委員会は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査及びプレゼンテーション等を踏まえ、提案内容を総合的に審査する。

市は、事業者選定委員会による審査及び評価の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者選定基準の詳細は、公告時に示す。

2.2. 事業者の募集及び選定手順

事業者の募集及び選定は、次の手順及び日程を予定している。

なお、具体的な日程は公告時に示す。

実施事項	日程
実施方針（素案）及び要求水準書（素案）の公表	令和8年7月31日から
質問受付	令和8年7月31日から 令和8年8月31日まで
質問回答、ヒアリング	質問書受付期間から 令和8年9月30日までの期 間において適宜
実施方針及び要求水準書（案）の公表	令和8年11月上旬頃
質問回答・意見招請（書面）	令和8年11月下旬頃

実施事項	日程
公募	令和 9 年 3 月下旬頃
参加資格申請受付	令和 9 年 3 月下旬頃から 令和 9 年 5 月中旬頃まで
質問回答・意見招請（書面）、事業説明会	令和 9 年 4 月中旬頃から 令和 9 年 5 月下旬まで
資格審査	令和 9 年 5 月頃
参加者への確認通知	令和 9 年 6 月上旬頃
競争的対話（要求水準書・契約書）	令和 9 年 6 月下旬頃
提案書の受付	令和 9 年 6 月上旬頃から 令和 9 年 7 月下旬頃まで
提案書の審査	令和 9 年 8 月上旬頃
ヒアリング（プレゼン）	令和 9 年 9 月上旬頃
優先交渉権者の決定・通知	令和 9 年 9 月中旬頃
基本協定の締結	令和 9 年 9 月中旬頃
客観的評価の公表	令和 9 年 10 月上旬頃
引継ぎ	令和 9 年 10 月上旬頃から 令和 10 年 3 月 31 日まで
契約協議	令和 9 年 10 月上旬頃から 令和 10 年 3 月中旬頃まで
事業契約締結	令和 10 年 3 月中旬頃
要求水準書確定版公表	令和 10 年 3 月中旬頃
事業開始	令和 10 年 4 月 1 日から

2.3. 委員会の設置

市は、事業者の選定に際して学識経験者及び行政職員から構成される事業者選定委員会を設置する。

委員会は、応募者提案の審査を行い、委員会の結果に基づき優先交渉権者を決定する。

2.4. 提出書類の概要

2.4.1. 応募資格審査書類の内容

プロポーザルの応募者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」と総称する。）を期限までに提出し、プロポーザルに参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の審査を受けなければならない。

- (1) 様式第 1 号「プロポーザル参加申請書」
- (2) 様式第 2 号「応募者構成調書」（構成企業以外に外部委託等をする場合は、本様式を参考に関心表明書を受領し、その写しを添付することができる。）

- (3) 様式第 3 号「委任状」
- (4) 様式第 4 号「業務実績調書」
- (5) 様式第 5 号「配置予定技術者調書」
- (6) 納税証明書
- (7) 業務実績を有していることを証する契約書等の写し
- (8) 配置予定技術者が資格を有していることを証明する書類の写し
- (9) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

2.4.2. 技術提案書の内容

応募者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託料・工事請負代金内訳書
- (2) 技術提案書（様式第 6 号）

2.4.3. 技術提案書の評価

技術提案書は、次に掲げる事項を主な内容として求める。

- (1) 業務実施体制
 - 1) SPC の出資構成
 - 2) 各業務の実施体制（配置する技術者の資格、統括管理体制等）
- (2) 業務実施方針
 - 1) 実施内容（理解力、技術力、上下水道一体管理等）
 - 2) 安全管理（安全対策、安全教育等）
 - 3) 品質管理（要求水準を確保する仕組み、出来高管理、人材育成等）
 - 4) 情報管理（データ管理、セキュリティ等）
 - 5) 緊急時、事故未然防止等対応力
- (3) その他
 - 1) 社会貢献（地域企業の活用・育成、市民サービス向上の取組み等）
 - 2) 創意工夫（独自提案等）

2.4.4. 応募の費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

2.4.5. 提出書類の取扱い

- (1) 著作権
提案書類の著作権は、応募者に帰属する。
- (2) 提案書類の返却
 - 1) 提出書類
提出された書類は返却しない。
 - 2) 提出内容の取扱

提出された提案書類は、プロポーザルの審査以外の目的には使用しない。ただし、敦賀市情報公開条例（平成 11 年 6 月 29 日条例第 14 号）に基づく開示請求があった場合は、当該企業等の権利、利益又は競争上の地位を害するおそれがないものに限り、開示することがある。

2.5. 事業実施体制

2.5.1. 組合との合併体制

- (1) 事業では、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績を有し、また、災害時における水道の応急対策に関する協定を締結していることを踏まえ、水道管路施設の更新工事等は組合が担うものとする。
- (2) 組合は、出資企業として優先交渉権者とで SPC を設立するものとする。
- (3) 組合が担う業務及び出資比率に関する条件等は、市ホームページに掲載する「敦賀市ウォーターPPP 事業における敦賀市管工事協同組合の実施業務、出資比率及び協議方法の公表について（素案）（令和 7 年 12 月 24 日公表）」に基づくものとする。応募者は組合と調整の上、技術提案書において SPC の出資構成を明確にすること。

2.5.2. SPC の設立

- (1) 優先交渉権者と組合は、基本協定締結後速やかに、敦賀市内に会社法に規定する株式会社を設立し、SPC としなければならない。
- (2) SPC は、事業期間中、本社所在地を敦賀市外に移転してはならない。
- (3) 前 2 項の規定に関わらず、優先交渉権者と組合との協議が調わないこと等により SPC が設立できない場合は、優先交渉権者としての地位を失うものとする。
- (4) 前項の場合は、次点交渉権者を優先交渉権者とし、組合との間で SPC の設立に関する協議を行うものとする。
- (5) SPC は、事業の実施主体として、事業全体を統括し、市に対して事業全体の責任を負うものとする。

2.6. 応募者の参加資格要件

2.6.1. 応募者の構成

応募者の構成等は、次のとおりとする。また、その他企業へ外部委託等を予定する場合は、応募時に当該企業の関心表明書を提示すること。なお、一部業務の再委託は、市の承諾を得た場合に限り認めるものとし、契約の履行の全部又は主たる部分を、一括してその他企業に委任し、又は請け負わせてはならない。

- (1) 応募者は、構成企業の名称及び事業において果たす役割を明らかにするものとする。
- (2) 応募者は、構成企業の中から代表となる企業を定めること。この場合において、構成企業は様式集及び提出書類に定める委任状（様式第 3 号）を提出し、代表となる企業が応募に係る手続を行うものとする。

- (3) 参加資格申請書の提出後における構成企業の脱落は、原則として認めない。
- (4) 構成企業は、他の応募者の構成企業となることができない。また、参加資格審査を通過しなかった若しくは第二次審査を辞退した構成企業は、他の構成企業となることができない。ただし、組合はこの限りでない。
- (5) 構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合、構成企業を支配する者が変更された場合又は新たに第三者の支配を受けることとなった場合は、市へ速やかに通知しなければならない。

2.6.2. その他企業及び事業化支援関連企業の取扱い

(1) その他企業の活用

- 1) 応募者は、専門的知見又は技術的支援を得るため、その他企業を外部委託先として活用することができる。
- 2) その他企業は、構成企業を兼ねることができない。
- 3) その他企業は、特定の応募者にのみ参画すること等により競争上有利となる取扱いを行ってはならず、応募者間の公平な競争を阻害してはならない。
- 4) その他企業は、受託業務の範囲において補完的な役割を担うものとし、事業における重要な意思決定を実質的に主導してはならない。また、提案内容の方向性を決定付ける検討の主要部分を担い、又は応募者の意思決定に拘束的若しくは準拘束的な影響を与えてはならない。なお、重要な意思決定には、更新計画案その他提案内容に関する方針の決定、優先順位の設定、投資配分の検討、複数案の比較検討及び最終案の選定を含むものとする。
- 5) その他企業は、市又は応募者の意思決定に不当な影響を与えてはならない。
- 6) その他企業は、業務の遂行に必要な法令上の許認可、登録又は資格等を有するとともに、当該業務を適切に履行する能力及び実績を有するものでなければならない。
- 7) 応募者は、その他企業に事業に関する情報を提供する場合は、適切な情報管理措置を講じなければならない。なお、情報管理措置には、必要に応じて関与者の限定、情報遮断措置、誓約書の提出その他の適切な措置を含むものとする。
- 8) 事業に係る提案内容の責任は応募者が負うものとし、事業者選定後の事業の実施に関する責任は事業者が負うものとする。

(2) 事業化支援関連企業の取扱い

- 1) 事業化支援関連企業は、公平性、競争性及び透明性を確保するため、その他企業として取り扱うものとし、応募者として参加することはできない。
- 2) 事業化支援関連企業は、業務上知り得た非公開情報を事業の提案作成に不当に利用してはならない。また、事業に関与する場合は、応募者間の公平な競争を阻害することのないよう配慮しなければならない。

(3) 次期官民連携事業発注支援業務への参画制限

- 1) 事業においてその他企業として関与した法人が、事業期間中に構成企業として

参画した場合は、次期官民連携事業に係る発注支援業務その他これに類する業務を受託することができない。

2) 前項に規定する法人は、事業に関して知り得た非公開情報を利用して、自己又は第三者の利益を図ってはならない。

(4) 違反時の措置

1) 応募者、その他企業又は事業化支援関連企業が、各号の規定に違反した場合は、市は当該応募者を失格とし、又は優先交渉権者としての決定を取り消すことができる。

2) 前号の違反が契約締結後に判明した場合は、市は契約を解除し、又はその他必要な措置を講ずることができる。

2.6.3. 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 福井県及び敦賀市において指名停止期間中の者でないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続きの開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の開始の申立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(5) 集团的及び常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法同条第 6 号に規定する暴力団員が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(8) 前第 6 項又は第 7 項に掲げる者から委託を受けた者でないこと。

(9) 敦賀市において水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

(10) 国税、都道府県税及び市町村税等を滞納していない者であること。

(11) 過去 3 年の間、市との契約において、違反又は不誠実な行為を行ったものであって契約の相手方として不適当と市が認めるものでないこと。

(12) 本プロポーザルに参加しようとする者との関係が次の 1) から 3) までのいずれにも該当しない者であること。

1) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合をいう。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会

社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

ア 組合とその組合員

イ 一方の会社の代表者と他方の会社の代表者とが、夫婦の関係である場合

(13) 事業化支援関連企業又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連が認められない者であること。なお、「資本面若しくは人事面」の関連とは、次の1)又は2)に該当する者をいう。

1) 資本面

当該企業の発行済株式総額の100分の50を超える普通株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

2) 人事面

当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者

2.6.4. 応募者を構成する企業の実績要件

応募者は、次に掲げる実績要件を満たす必要があり、次に掲げる実績要件を満たす企業で構成されていること。なお、複数の実績要件を満たす構成企業が同一企業であることは妨げない。

(1) 営業業務に関する実績要件

過去10年間に於いて給水人口50,000人以上の水道事業体における営業業務の受託実績を保有する者

(2) 水道施設の維持管理に関する実績要件

過去10年間に於いて計画給水量43,000 m³/日以上の水浄水施設（塩素滅菌のみの水浄水施設を含む）における運転管理業務を元請け若しくは共同企業体の代表者として行った実績を3年以上保有する者

(3) 下水道施設の維持管理に関する実績要件

- 1) 過去 10 年間に於いて標準活性汚泥法を用いる現有処理能力 30,000 m³/日以上
の終末処理場の包括的維持管理業務を元請け若しくは共同企業体の代表者として
行った実績を継続して 3 年以上保有する者
- 2) 過去 10 年間に於いて国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関が発注した下
水道管路施設のテレビカメラ調査並びに高圧洗浄車及び強力吸引車の使用によ
る下水道管路施設清掃業務を元請け若しくは共同企業体の代表者として行った
実績を保有する者

2.6.5. 応募者を構成する企業の参加資格

応募者は、次に掲げる参加資格を満たさなければならない。なお、複数の参加資格要件を満たす構成企業が同一企業であることは妨げない。

(1) 水道施設の維持管理に関する参加資格

- 1) 水道法第 24 条の 3 に基づく受託水道業務技術管理者の配置が行える者
- 2) 水道浄水施設管理技士 2 級以上の技術者の配置が行える者

(2) 下水道施設の維持管理に関する参加資格

- 1) 下水道法施行令第 15 条の 3 に規定する下水道技術者の配置が行える者
- 2) 下水道管路管理総合技師若しくは主任技師の配置が行える者

2.6.6. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、申請書等の提出期限の最終日とする。

2.6.7. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた旨の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から
起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、市に対して参加資格がないと認めた理由
について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (2) 市は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起
算して 5 日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答す
る。

2.6.8. 事業説明会

事業説明会を実施する予定である。事業説明会の実施内容及び時期等の情報は公告時に示す。

第3章 契約の締結等に関する事項

3.1. 契約の締結

3.1.1. 契約及び協定の締結

優先交渉権者と組合は、市と基本協定を締結し、SPC を設立の上、業務開始までに業務契約、当該年度の更新工事年度協定及び災害時維持修繕協定を締結する。

3.1.2. 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業に関する契約書及び協定書等の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議する。

3.1.3. 契約に要する費用

契約に要する費用は、全て事業者の負担とする。

3.1.4. 契約保証金

市は、契約書等に基づき事業者が実施する業務の履行を確保するため、事業契約に係る保証を求めるものとする。

契約保証金は、業務委託料の 100 分の 10 以上を納付しなければならない。なお、詳細には事業契約書に示す。

3.2. 想定されるリスクの責任分担

事業におけるリスク分担の基本的な考え方は、適切な責任分担により、効率的かつ質の高いサービスの提供を図るものである。

業務契約の実施に伴い想定されるリスク及びその責任分担は、要求水準書【別紙 7】「リスク分担表（案）」に示す。

第4章 業務実施に関する事項

4.1. 各業務の水準

事業に関して要求する水準は、要求水準書において示すものとする。

また、業務の実施に必要な資格者等は、公告時に示す募集要項に基づき配置することとし、併せて、要求水準の確保に必要な資格者等を事業者の責任と判断により配置すること。

4.2. 実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する業務の履行状況等を確認するため、モニタリングを実施する。

モニタリングの方法及び内容は、公告時に示すモニタリング基本計画書等に定める。

4.3. 要求水準違反時の措置

事業者の責めに帰すべき事由により要求水準を遵守できない場合は、市は事業者に対し、当該違反の是正に必要な改善措置を求めることができる。

市による改善措置の要求後も、事業者が改善を行わない場合又は改善の見込みがない場合は、要求水準違反が発生したものとみなし、別途定める基準に基づき、業務委託料の減額、違約金の請求その他必要な措置を講ずることがある。

第5章 その他事業の実施に関し必要な事項

5.1. 予算措置

事業の実施に必要な債務負担行為を設定する。

5.2. 事業に係る情報の提供

事業に係る情報は、敦賀市のホームページを通じて適宜行う。

5.3. 応募者が1者のみであった場合の取扱い

事業への応募者が1者のみであった場合も、本実施方針第2章に基づき審査を行い、優先交渉権者として選定することの可否を決定する。

5.4. プロポーザルの中止等

不正な行為等によりプロポーザルを公正に執行できないと認められる場合又は競争性を確保できないと認められる場合は、プロポーザルの延期、再公告又は中止その他必要な措置を講ずることがある。

5.5. 実施方針（案）に関する質問の受付等

(1) 質問の受付

実施方針（案）に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	実施方針（案）の公表から令和8年8月31日（水）まで
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。
質問書の様式	「（様式1）実施方針（案）に関する質問書」及び「（様式2）要求水準書（案）に関する質問書」に必要事項を記入の上、電子メールに添付（Excel形式）して提出すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【（□□）管理・更新一体マネジメント事業の実施方針に関する質問書】とすること。ただし、（□□）は質問者の企業名とする。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	5.2.(2)担当窓口のとおり

注意事項	この実施方針（案）に関する質問は、応募を検討している企業が行うことができる。なお、質問を行ったことをもって、プロポーザルへの参加を義務づけるものではない。
------	---

(2) 担当窓口（問い合わせ、書類提出先）

敦賀市水道部下水道課

所在地：〒914-0073

敦賀市天筒町5-9 天筒浄化センター

担当者：湊 拓馬

電話：0770-22-8145

電子メール：gesui@ton21.ne.jp